

ID: 92

担当部署: 福祉課

処分の概要	減免の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例 第5条		
例 規 番 号	令和元年条例第26号		
【基準】 第5条の規定による。 (減免の取消し) 第5条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者がいると認めたとときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日